

がんばるお店応援キャンペーン

第2弾 申請要項

1 趣旨

コロナ禍に加え、原油価格や原材料費の高騰等の経済変動の影響を受けている区内店舗を支援するため、消費者向けに「値引き・おまけ」などの消費者還元サービスに取り組む店舗に対し、サービスに係る費用や高騰している原材料等の購入経費を補助します。

2 補助対象者

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業（※）及び個人事業主であって、文京区内に店舗を有していること。
※個別の法律に規定される法人であって、資本金等の額又は常時使用する従業員の数が中小企業と同規模の者を含む。
（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、社会福祉法人 等）
- (2) 店舗において、小売、飲食、その他生活に必要なサービス等を提供していること
- (3) 令和4年8月15日～10月15日の期間中に、消費者向けに商品割引等のサービス（消費者還元サービス）を実施すること
- (4) 店舗において新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の防止に係る対策を行っていること
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置又はまん延防止等重点措置により休業又は営業時間短縮等の要請をされている施設においては、当該要請を遵守していること。
- (6) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- (7) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者に該当せず、また、これらに該当する者が経営に事実上参画していないこと。

※本事業は、別途実施していた「飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業」、「ワクチン接種に伴う区内店舗支援事業」等とは別の事業です。補助金申請手続きや補助対象経費などが異なりますので、ご注意ください。

3 消費者還元サービス実施の要件

- 消費者還元サービスは**令和4年8月15日（月）～10月15日（土）**の期間中に実施してください。
- 消費者還元サービスを実施するに当たっては**事前の申請**が必要です。サービス開始の2週間前までに申請書類を郵送でご提出ください。区で申請内容を確認の上、交付を決定したのちに、サービスを開始してください。（区より交付決定通知書を郵送でお送りします。）
- 各店舗のサービス内容・実施期間等は、文京区店舗紹介サイト「**文京ソコチカラ**」内**特設ページに掲載**し、広く周知します。掲載内容を変更される場合はコールセンターへお知らせください。
- 区から送付するポスターを店舗に掲示していただき、各店舗の広報ツール（SNS等）でも事業を宣伝いただくようお願いいたします。区SNSでも店舗紹介等を行いますので、「#文京ソコチカラ」を付けてフォローやシェアにご協力ください。
- 参加決定後、**サービス内容・期間等を変更する場合、予定より早くサービスを終了する場合**は必ずコールセンターへお知らせください。「文京ソコチカラ」掲載情報を事務局で修正します。店舗用ポスター等の記載内容修正は各店舗にてお願いします。

4 補助対象経費・補助額

- ① **8月15日～10月15日の期間中**に発生した消費者の方向けに実施する消費者還元サービス（商品割引・サービス品の提供等）の還元金額相当にあたる費用
- ② **4月1日～10月15日の期間中**に購入した価格が高騰している原材料費等購入経費（①の消費者還元サービスを実施した場合に限る。**※原材料費のみの申請はできません。**）

【補助額】

- ①「割引」「おまけ」などの消費者還元サービスに係る経費：上限**15万円**
- ②価格が高騰している原材料費等購入経費の10分の1の額：上限**10万円**

上記①②合計で上限**25万円**まで補助（1店舗1回のみ）※千円未満端数切捨て

消費者還元サービスの例

例1〈特別価格での商品の提供（商品割引）〉

◆販売価格が700円のお弁当を500円で販売し、1日10個30日間提供した場合

〔700円（通常価格）－500円（特別価格）＝差額の200円が還元金額相当分〕

→**200円×10個×30日間＝60,000円が補助金額となります。**

※還元金額相当分が1,000円までのものを本事業の補助金の対象とします。また、本体の販売価格が無料になる場合は対象外となります。

例2〈サービス品を提供〉

◆1,000円以上の商品を購入した方に、500円相当のおまけの品をサービスし、1日10個40日間提供した場合

〔サービス商品販売価格500円が還元金額相当分〕500円×10個×40日間＝200,000円

→**15万円が補助金の上限のため、実績額が20万円でも補助金額は15万円になります。**

※商品よりも高額なサービス品は補助対象外となります。

上記2つの例と異なる消費者還元サービスについても補助対象となる場合がありますので、事前にご相談ください。

価格が高騰している原材料費等の例

店舗の営業活動に当たって購入した原材料費等で、現下の経済変動により**価格が高騰している**費用をいいます。

4月1日から10月15日までに購入した経費の10分の1の額が補助金対象となります。

※購入経費の領収書の写しの提出が必要となります。下記①～③の品目区分に沿って領収書類を管理してください。

【品目例】

- ①原材料購入費：食材・飲食料品、販売商品の仕入費 等
 - ②光熱費：店舗の営業活動で使用した電気代、ガス代、その他エネルギー購入費 等
（※水道料金は価格高騰が確認できないため対象外です。）
 - ③その他必要な経費：営業に必要な消耗品 等
- ※備品・設備等の購入費、人件費・家賃等の固定費は補助対象となりません。
※本事業以外の制度で補助を受ける見込みのある経費は補助対象となりません。

〈例1〉メニュー用として、玉ねぎ等の野菜類、小麦粉等の穀類、食用油等の価格が高騰している食材を20万円分購入

→**20万円の10分の1となる2万円が補助金額となります。**

〈例2〉販売商品として、価格が高騰している品を50万円分仕入れ

→**50万円の10分の1となる5万円が補助金額となります。**

〈例3〉店舗の電気代、ガス代として令和4年4月から9月の期間で100万円を支払い

→**100万円の10分の1となる10万円が補助金額となります。**

5 補助金支給の流れ

① 参加申込（申請書類の提出）

消費者還元サービス（割引・おまけ）内容・実施期間等を決め、申請書類を提出します。

※サービス実施2週間前までにご提出ください。

令和4年7月8日（金）から
9月30日（金）まで

【宛先】〒112-8555
文京区春日1-16-21
文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当



② 参加決定・特設サイトにサービス内容掲載・宣伝

申請内容を区で確認・決定後、区内店舗紹介サイト「文京ソコチカラ」内特設ページにサービス内容等を掲載します。

※サービス実施・実績報告に関する書類を区から送付します。

③ 消費者還元サービスの実施

消費者の方向けに消費者還元サービスを実施します。区から送付するポスターを店舗に掲示してください。

- (1) 来店者に対し、申請しているサービスを実施してください。
- (2) サービス実施による売上額・売上数などを管理してください。

令和4年8月15日（月）から
10月15日（土）まで



④ 実績報告書類提出

消費者還元サービス終了次第、実績報告書類を作成し、報告期間内に郵送（簡易書留など追跡ができるもの）で提出してください。

令和4年8月15日（月）から
10月28日（金）まで

【宛先】〒112-8555
文京区春日1-16-21
文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当



6 申請書類（※消費者還元サービス実施前）

①～④は全ての方、⑤は申請時点で原材料等を購入している場合にご提出ください。

（書類の返却はいたしません。）

① 補助金交付申請書（別記第1号様式）

◆記入例を参考に記入してください。

◆申請要件に全て該当しているかどうかと「4 誓約事項」の内容を確認してください。

② 事業計画書（別記第2号様式）

◆消費者還元サービスの実施内容の計画、原材料費等購入計画を記入例を参考に記入してください。
（Excel様式の表には計算式を入れてあります）

③ 感染拡大防止対策チェックシート（別記第3号様式）

◆基本的な感染症予防対策の項目を並べています。店舗にて実施している感染拡大防止対策に✓を記入してください。（実施していない項目がある場合は、補助金の申請はできません。）

④ 店舗の営業実態が確認できる書類（※いずれか1点のみで可）

◆直近の確定申告書の写し（税務署受付印又は電子申告受信通知があるもので、店舗所在地が分かるページ（申告書類の先頭のページ）の写し）

◆営業許可証等の写し（例：飲食店営業許可、酒類販売業免許等）

など、店舗の営業実態が分かる書類を提出してください。

⑤ 購入経費の領収書等の写し 領収書、レシート等は原本ではなく写しを提出してください。

◆令和4年4月1日～申請時点の期間中に原材料等を購入した場合は、領収書・レシート等の写しを「①原材料費（商品仕入費）」「②光熱費」「③その他必要な経費」の区分に分けて、それぞれの表紙（区で表紙の様式を用意しています。）に添付して提出してください。

詳しくは5ページ目「8 領収書等の写しの提出方法」をご覧ください。

申請書類①②③⑤の様式は、文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードしてご使用ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syoutengai/sokodikara/omiseouen2.html>



7 申請方法等（※消費者還元サービス実施前）

① 申請期間

令和4年7月8日（金）～9月30日（金）まで

店舗で消費者還元サービスを開始する2週間前までに申請書類を提出してください。

② 申請方法

郵送により申請書類を提出してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21
文京区 経済課
がんばるお店応援キャンペーン 担当

参加決定後、交付決定通知・掲示用ポスター等を店舗宛てにお送りいたします。

8 領収書等の写しの提出方法（※原材料等を購入した場合）

原材料等の領収書等の写しは以下の3回の時期にご都合に合わせて提出してください。

（書類の返却はいたしません。）

○提出方法

◆領収書・レシート等の写しを「①原材料費（商品仕入費）」「②光熱費」「③その他必要な経費」の区分に分けてそれぞれの表紙（区HPからダウンロード可）に添付して提出してください。

購入品目の内訳が分かるレシート等がある場合は併せてレシートの写しも提出してください。

※領収書等は原本ではなく、写し（コピー）を提出してください。領収書の枚数が多い場合も、ご面倒ですが複数枚をまとめていただいた写しをご提出いただくようご協力をお願いいたします。

○提出時期

①補助金申請時点で既に原材料等を購入している場合

→申請書類と一緒に領収書等の写しを提出してください。申請後に購入した経費分については、下記②又は③の時点で追加提出してください。

②補助金実績報告より前に補助上限の10万円（購入費ベースで100万円）分を購入した場合

→補助上限を超えた時点で領収書等の写しのみを提出してください。

③購入経費が少額の場合等

→補助金実績報告書類と一緒に領収書等の写しを提出してください。

※原材料等購入経費分の補助金は、消費者還元サービス実施後、実績報告をご提出いただいたあとにサービス実施分の補助金と合わせて支給します。事前に領収書等の写しをご提出いただくと実績報告から補助金支給までスムーズに手続きができますので、事前提出のご協力をお願いいたします。

○提出先

〒112-8555文京区春日1-16-21 文京区経済課 がんばるお店応援キャンペーン担当

9 実績報告書類（※消費者還元サービス実施後）

①②は全ての方、③は原材料等を購入した場合にご提出ください。

（書類の返却はいたしません。）

① 補助金実績報告書兼請求書（別記第6号様式）

◆記入例を参照して記入してください。

② 事業報告書（別記第7号様式）

◆消費者還元サービスの実施内容・原材料等購入の実績を記入例を参考に記入してください。

③ 購入経費の領収書等の写し

領収書、レシート等は**原本ではなく写し**を提出してください。

◆領収書・レシート等の写しを「①原材料費（商品仕入費）」「②光熱費」「③その他必要な経費」の区分に分けて、それぞれの表紙（区で表紙の様式を用意しています。）に添付して提出してください。

提出方法については、上記「8 領収書等の写しの提出方法」をご覧ください。

※申請時等に事前に提出している場合は、新たに購入した経費分のみ追加で提出してください。

ただし、②の事業報告書には期間中（R4.4.1～10.15）に購入した合計の実績額を記入してください。

実績報告書類の様式は、文京区ホームページ上の以下のページからダウンロードすることも可能です。令和4年8月上旬に様式をHP上に掲載します。また、参加店舗には様式を郵送でお送りします。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/syoutengai/sokodikara/omiseouen2.html>



① 実績報告書提出期間

令和4年8月15日（月）～10月28日（金）（当日消印有効）

までに消費者還元サービスの実施終了後、速やかにご提出ください。

② 提出方法

郵送により実績報告書類を提出してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【宛先】

〒112-8555 文京区春日1-16-21

文京区 経済課

がんばるお店応援キャンペーン 担当

③ 入金

ご希望の口座へ支給させていただきます。

11 その他

本補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消し、補助金支給後の場合、返還していただきます。

文京区経済課

TEL.03-5803-1173

（平日 9時～17時）

区内店舗の皆様へ

『～文京区のお店紹介サイト～ 文京ソコチカラ』にご登録ください

文京区内の店舗等の情報を文京区ホームページの『文京ソコチカラ』に掲載しています。現在、400を超える店舗が登録しており、登録は無料です。がんばるお店応援キャンペーン第2弾の申請に関わらず登録可能ですので、店舗のPRにぜひご活用ください。

本補助金については、「文京ソコチカラ内がんばるお店応援キャンペーン第2弾特設ページ」において、店舗名・消費者還元サービス内容を掲載します。

さらに『文京ソコチカラ』に本登録いただければ、店舗様ごとの紹介ページが作成でき、よりPRの幅が広がります。本登録をご希望の場合は、無料で登録が可能ですので、お店のPRとしてぜひご登録ください！

本補助金のほか、様々なキャンペーン情報等もすばやく入手できます。ぜひこの機会にご登録いただき、リンクや「文京ソコチカラFacebook(https://m.facebook.com/bunkyosokojikara/)」のフォローなど、周知のご協力をお願いします。

店舗ご紹介ページURL

<https://bunkyosokojikara.com/>

登録用URL

<https://bunkyosokojikara.com/for-shop/>

